

福祉生活病院常任委員会資料

(令和6年6月13日)

陳情6年福祉保健第21号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
6年-21 (R6.6.11)	福 祉 保 健	現行健康保険証の存続について	
▶陳情事項 マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させるため、国に対し意見書を提出すること。			
▶陳情理由 マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、令和6年12月2日に現行の健康保険証の発行を終了することが決まった。 マイナンバーカードを巡っては問題が続出している。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼす恐れのある深刻な問題が顕在化している。 さらに被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らぐとしている。 いま必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るための政府の冷静な判断である。 上記の趣旨から、「陳情事項」について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出することを陳情する。			
▶提 出 者 鳥取退職者連合			

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

【現 状】

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証が廃止されることとなった（公布日：令和5年6月9日、施行日：令和6年12月2日）。なお、改正法の施行時点で交付済みの健康保険証は最長で1年間有効（先に有効期間が到来する場合は有効期間まで）とみなす経過措置が設けられている。
- 2 健康保険証の廃止後は、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した「資格確認書」が交付されることになっており、この資格確認書を医療機関・薬局の窓口で提示し、加入している医療保険の資格確認を行うことで、引き続き、保険診療を受けられることとなっている。
※なお、資格確認書で受診等する場合には、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできない。
- 3 また、健康保険証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格の情報等を簡単に把握できるよう、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した「資格情報のお知らせ」が交付される予定である。
- 4 厚生労働省では、マイナ保険証が医療機関等の窓口で無効とされ利用できない場合や紐付け誤りに対し以下の対応を講じている。

（１）マイナ保険証が医療機関等の窓口で無効とされ利用できない場合への対応

- ・医療機関等の窓口にある資格確認端末でマイナ保険証によるオンライン資格確認が行えない場合、患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルの資格確認画面を提示すること又は被保険者情報を記載した被保険者資格申立書を提出することにより、窓口での自己負担割合で受診可能としている。（令和5年7月10日付厚生労働省保険局長通知）
- ・なお、国は、資格確認端末が利用できない理由として、データ登録の遅れを挙げており、今後、保険者等による迅速かつ正確なデータ登録の取組を徹底し、こうしたケースを減少していくとしている。

（参考）

- ・資格情報とマイナナンバーカードが紐付けされていない約71万件（令和5年8月末時点、協会けんぽ：約36万件、それ以外の被用者保険・国保組合：約35万件）について、保険者が事業主経由で個人番号等の提出を依頼しており、令和5年12月時点で約69万件について事業主への対応が完了している。

（２）マイナナンバーカードと健康保険証の紐付け誤りへの対応

- ・マイナナンバーカードと健康保険証の紐付けについて、国が全保険者に対し、正しい方法により紐付けを実施しているか点検を要請し、その結果を踏まえ、個別データの点検及びデータ修正を依頼し、令和5年12月に総点検は完了した。
- ・医療情報という特性を踏まえ、全ての登録済みの全データ（過去分を含む約1億6千万件）について、医療保険のデータと住民基本台帳情報の突合を行い（令和5年11月完了）、保険者等による確認作業を終了している（令和6年4月）。

※検知された誤登録数：529件

- ・確認作業終了を踏まえ、加入者が自身の被保険者資格を容易に把握できるよう、保険者が、原則全加入者に対して、健康保険証や資格情報のお知らせを送付する際に、保険者が把握している加入者情報（個人番号下4桁を含む。）を送付することとなっている。（令和6年3月～）
- ・令和6年5月7日以降の新規加入者の登録時には、全てのデータについて住民基本台帳情報とのシステムによる突合を実施している。

【県の取組状況】

- 1 マイナンバーカードと健康保険証の紐付け誤りに係る総点検については、令和5年5月23日付けの厚生労働省からの依頼に基づき、県内市町村国保・国民健康保険組合に対し作業依頼を行うとともに、点検結果報告の進捗管理を行った。
- 2 令和5年5月30日に、全国知事会長（当時）である平井知事らが、河野デジタル大臣及び松本総務大臣に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」を行った。

個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。
- 3 令和5年6月27日に、マイナンバーカードの個人番号の誤登録の再発防止に向け、国要望を行った。

マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、国、自治体及び事業者が一体となったチェック体制や、誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。